

決議案第2号

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議について

光本圭佑議員に対する辞職勧告について、別紙のとおり決議するものとする。

令和4年6月28日提出

尼崎市議会議員	真	田	泰	秀
同	辻		信	行
同	宮	城	亜	輻
同	林		久	博
同	川	崎	敏	美
同	波	多	正	文
同	田	中	淳	司

(別 紙)

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議

光本圭佑議員は、所属していた会派の同僚議員の同意なく会派の政務活動費を引き出し、同議員名義の銀行口座へ移すなど、複数回に及ぶ不透明な入出金を行い、加えて、パソコン等購入に係る納品書を偽造するなど、政務活動費を運用・管理する上での不適切な取扱いがあった。さらには、本件に係る本市議会内での調査についても非協力的である。

これまで本市議会においては、30年にわたり議会改革を進める中で、必要に応じ政務活動費に係る条例やマニュアル等の改正を重ね、適切かつ厳格な運用に努めてきた。また、政務活動費に係る収支報告書等をホームページで公開することにより、政務活動費の透明性の確保にも努めてきたところである。しかしながら、今回の一連の事態によって、市民の信頼を大きく損なうこととなり、本市議会の品位と名誉を傷つけたことは、断じて許されるものではない。

よって、本市議会は、光本圭佑議員が社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人として自らの責任を認め、直ちに市議会議員を辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年6月 日

尼 崎 市 議 会